

★大阪市認可小規模保育園 ハートフルふくしま保育園 入園のしおり★

【HeartfulSupport グループ理念】

Heartful=心をこめた Support=支援、援助

○心温まるライフサポート

- ・すべての人々が地域で安心した生活ができるサポートをします。

○心豊かなクリエーション

- ・すべての人々が地域で心身ともに成長できる環境作りをします。
- ・常に革進し創造をし続ける中で、全ての人の生涯にわたって心をこめたサポートをします。
- ・グローバルに発展できる環境創り、人財創りを行います。
- ・多様なライフスタイルの中でも働き続けられる環境作りを目指します。

○心からのトラスト

- ・地域福祉、地域医療を通じて信頼される企業となります。

【保育理念】

あらゆる生命の大切さを学び、一人ひとりの個性を尊重し、「教育・協育・共育」を基本に健全育成を目指します。

◇子どものありのままの姿を受け入れ、心の安定を図り、感謝する心・人を思いやる優しい心を育てる

◇保護者の子育てを支え、子どもと子育てに優しい地域を作る

◇心身ともに子どもの健やかな成長と発達を支援する

◇子どもの個性を尊重し、潜在能力を導き出す

◇子どもの成長や発達段階に応じた個別的な保育の実践を行う

児童福祉法に基づき、乳幼児の保育を行います。保育にあたっては、「児童憲章」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性・個性を尊重した保育を基本とします。また、児童ひとりひとりの最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家庭補助を行います。なお、児童の福祉を積極的に進めるためには職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため人間性の向上、知識の修得・技術の向上に努めます。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかける努力をする。

【保育方針】

- 1 公平・平等に接する
- 2 一人ひとりをありのままに受け止める
- 3 子どもの成長に必要な経験や体験のできる環境を作り、可能性や豊かな感情を育てる
- 4 保護者との連携
子どもの健やかな成長と発達を願うため、保護者からの意見や要望を傾聴し常に発展的に取り組むことができるように努めていきます。

【保育目標】

◇個性豊かな子ども ◇情緒豊かな子ども ◇思いやりのある子ども

- 1 一人ひとりの思いを大切に個性を尊重しながら、心身の豊かな発達を育む
- 2 子どもの生活リズムを大切にし、健康・安全な情報を育む
- 3 社会性や仲間への思いやりの心を育む
- 4 人との関わりの中で思いやりの心を育む
- 5 五感を使った遊びやリズム等を通して体幹を中心とした基本的な体の動きを培う
- 6 遊びを創意工夫していくことで自発性や主体性想像力を育む
- 7 色々な経験を通し、自分を豊かに表現し、想像力を培う

1 事業運営主体

名 称	日本チャイルドケア株式会社
所在地	大阪市福島区海老江 2-2-5
電話番号	06-6485-8855
代表者氏名	代表取締役 坂 幸樹

2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業 A 型
施設の名称	ハートフルふくしま保育園
施設の所在地	大阪市福島区玉川 1-1-36-1 階
連 絡 先	電話番号 06-6450-8452 FAX 06-6450-8453 緊急連絡先 080-7825-5203
管 理 者	施設長 坂 幸樹 保育責任者 土井 美千代
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする 0 歳 2 ヶ月から満 3 歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0 歳児 6 人 1 歳児 6 人 2 歳児 7 人
利用定員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 13 人 満 1 歳未満の児童 6 人
開設年月日	2022 年 4 月 1 日

3 事業の目的・運営方針

ハートフルふくしま保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造 4 3 階建のうち 1 階
	延べ面積	87.93㎡
屋外遊戯場		地上敷地内 210㎡、下福島公園 41,307㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室又はほふく室	2 室	
保育室（又は遊戯室）	1 室	（満 2 歳児クラス）
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 英語教育 週 1～2 回程度実施。カリキュラムに含まれているため無料です。
※シーディング社より講師が来られます。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和6年2月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	0	1	
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	5	4	1	
栄養士	献立の作成、調理、食育を行う	1	1	0	
調理員	給食、おやつを調理する	1	1	0	
事務員	保育園の事務	1	1	0	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（7：30～20：00）
保育責任者	正規の勤務時間帯（7：30～20：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～20：00）
栄養士、調理員	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
事務員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ 上記勤務時間帯内で1日8時間勤務を原則とします。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時まで（土曜日は18時30分まで）の範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から20時まで（土曜日は18時30分まで）の範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は当社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育、医療的ケア児の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

医療的ケア児の保育を行っております。※状況により受入れできないこともあります。

11 連携施設

法人名	施設名	所在地	連絡先	受入枠
学校法人 梅風学園	福島幼稚園	大阪市福島区福島 2丁目 8-1	06-6451-5907	5名
(株)テノ. コーポレーション	ほっぺるランド国津橋	大阪市西区川口 4丁目 8-33	06-6626-9086	1名
学校法人おおひらき学園	大開幼稚園	大阪市福島区大開 1-18-15	06-6461-2842	1名

※卒園後、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合がありますので御了承ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 延長保育料金は 15 分/300 円

◇標準時間保育の方:18:30～20:00

◇短時間保育の方:7:30～9:00/17:00～20:00

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(4) 料金支払い方法

月極保育 → 入園初月分は前月末までに事業者へ銀行振込の方法で支払うものとし、翌月分以降は毎月前月の10日までに保護者に請求し、保護者は前月末日までに事業者へ銀行振込の方法で支払う。

※振込手数料は振込人負担となります

※振込が困難な場合は現金での対応をさせていただきます

(5) 振込先

りそな銀行 野田支店 普通/口座番号:0362095

ニホンチャイルドケア（カ

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 安全面について

- ・安全管理マニュアルを作成し実施しております。
- ・毎月「避難訓練」を実施し、子どもたちが安全・活発に活動できる保育を心がけています。
- ・保育園には防犯カメラを設置しております。

16 年間行事予定

4月	入園式	10月	秋の遠足、ハロウィン会
5月	夏野菜花植え	11月	みんなの作品展
6月	時の記念日	12月	クリスマス会
7月	七夕会、プール開き	1月	お正月遊びお楽しみ会
8月	夏祭り・夏野菜収穫祭	2月	節分会
9月	お月見会	3月	ひなまつり会・卒園式

※毎月、身体測定・避難訓練・お誕生会があります。

※5月・10月：内科健診 11月：歯科検診

※11月・12月：インフルエンザワクチン接種

17 定期健康診断について

- ・月極利用のお子さまには、《きららファミリークリニック》の医師による年2回の健康診断と、《ヒロデンタルクリニック》の医師による年1回の歯科検診を実施します。
- ・健診結果は個別にお知らせします。治療を要する園児は、治療を受けられますようお勧めします。なお、受診後は保育園にご報告をお願いします

18 1日の流れ ※カリキュラムは変更になる場合もあります

- 7：30 順次登園開始、自由遊び
- 8：30 検温、健康チェック、オムツ交換
- 9：00 水分補給／おやつ
- 9：15 朝の会、歌、体操、絵本
- 9：30 主活動（戸外／室内）
- 11：00 手洗い、オムツ交換、離乳食&ミルク
- 12：00 歯磨き、着替え
- 12：30 お昼寝
- 14：50 検温、健康チェック、オムツ交換
- 15：00 おやつ&ミルク
- 15：30 帰りの会、歌、絵本
- 16：00 自由遊び（戸外／室内）
順次降園

19 登園について

- ・洗顔、用便を済ませ、朝食をとってから登園する習慣をつけましょう。
- ・登園時、お子様の様子や連絡事項をスタッフにお伝え下さい。
※登園児元気で前夜や休日に発熱や下痢嘔吐など、身体に異常があった場合は必ずお伝えください。
- ・欠席、遅刻、早退をする場合は、登園予定時間まで若しくは当日 9 時までにご連絡ください。

20 降園について

- ・原則として、お迎えに来られる方は入園時にご登録頂いた保護者の方に限らせて頂きます。変更になる場合は必ず登園時、スタッフにお伝え下さい。お知らせがない場合は、他の方にお引渡しすることはできません。
※事前連絡なしにいつもと違う方がお迎えに来られた場合は、犯罪等に巻き込まれないよう配慮し、保護者の方にご連絡いたします。その間、お迎えの方にお待ち頂くこととなりますので速やかなお迎えができるようご協力ください。
- ・お預けの後、降園予定時間が変わる場合はお電話若しくはコドモンにてお知らせください。
- ・18時30分以降の延長保育は、当日17時までには必ずご連絡ください。

21 服装等について

- ・ゆったりとして活動しやすく、自分で着脱でき、汚れても良いものでお願いします。
(フード付き、紐が長い、装飾やボタンが多い、などは避けてください)
- ・履物は、つま先とかかどが隠れる‘靴’で登園ください。(戸外散歩も登園靴を使います)
- ・指定の通園かばんはありませんが、子どもが自分で荷物を身支度するためにも、大きめのリュックサック、もしくはファスナーがついたカバンが望ましいです。
- ・カラー帽子は入園時にご購入頂きます。洗濯などの管理は個別となります。

22 食事について

- ・完全自園調理給食で、おやつは手作り・既製品を保育園より提供します。
- ・給食の時間は11時ですので、給食が必要な場合は10時45分までに登園してください。
- ・ミルクは園で用意している粉ミルク【明治 ほほえみ】を使用し、調乳して提供します。
※哺乳瓶はお子様にあったものをご準備ください。
※アレルギー対応ミルク、フォローアップミルクを使用する場合やご指定のメーカーがある場合はご相談ください。

23 食物アレルギーの対応について

食物アレルギー対応は、命に関わる内容であり、集団生活の場である施設での給食提供は安全を最優先に行う必要があります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ・食物アレルギーがある場合、必ず入園前に申告をお願いします。
- ・完全除去食となります。
※除去食の提供には、入園までに医療機関を受診して医師が記入した「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が必要です(月極保育・一時保育・病児保育すべてで提出が必要で、食事の時間の利用がない場合も提出をお願いします)。また費用につきましては保護者負担になります。
- ・アレルギー食材の混入を防ぐため、他の園児と場所を離して食事をする場合があります。
- ・除去食の内容は、契約時もしくは入園時に、「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をもとに相談・対応致します。アレルギーの内容により対応しかねる場合がございます。
- ・食物アレルギーがあるのに、「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出がない場合、給食の提供はできかねますのでご了承ください。
- ・除去食を解除する場合、「除去解除申請書」が必要です。医師の指示のもと、家庭で複数回食べて症状がでないことを確認した後、一般食に移行します。

24 母乳保育について

- ・当園では母乳保育を推奨しています、ご相談ください。
 - ・母乳パックで冷凍して頂いた母乳を登園時にお預かりし保育園の冷凍庫で保管します。
 - ・授乳時間に合わせて解凍し、温めた後提供します。
- ※母乳パックに①お子様のお名前、②搾乳日、③搾乳時間、④搾乳量を記載し、しっかりと封をして冷凍した状態でお持ちください。
- ※アドバイザー：水野克己先生 昭和大学付属病院／小児内科 教授

25 持参物

持ち物	内容	乳児	幼児	頻度
カラー帽子	・入園時に 1012 円で購入していただきます。 (※物価高騰により価格変動の可能性あり)	○	○	毎日
米粉粘土	・1 歳のお誕生を迎えた翌月から当園指定業者から購入頂いております。個人持ちの粘土となり、月極保育契約終了時にお持ち帰り頂きます。(米粉ねんど 660 円 ※物価高騰により価格変動の可能性あり)	○	○	
通園バッグ	・既定の物はありません、各自ご準備ください。	○	○	
着替え	・着替えは 2～3 組程度用意してください。 ・汚れたら着替えます(必ず着替える習慣はありません) 着替えた時は、当日持ち帰りいただきますので翌日補充をお願いします。	○	○	
給食用エプロン	・給食で 1 枚、おやつで 1 枚必要です。	○	○	
食事用タオル	・15 cm×15 cm 程度のタオルハンカチをご持参ください。 ・給食で 1 枚、おやつで 1 枚必要です。	○	○	
手拭きタオル	・ひも付きのタオルを持ってくる(手洗い用)。	○	○	状況により 補充
オムツ	・1 袋お持ちいただき、園で保管します。 ※オムツ一枚ずつには園で記名します	○		
おしりふき	・1 パックご準備ください。	○	○	
下着	・トイレトレーニング中は、複数枚ご準備ください。	○	○	
コップ	・プラスチック製で持ち手がついたものをご用意ください。	○		園で 保管
哺乳瓶	・哺乳瓶・乳首は、お子さんにあった物をご用意ください。	○	○	

26 布団について

当園にて無償でご用意しております。

※トイレトレーニング用のおねしょシートや、発汗が多いお子さまの汗取りタオルや、その他シート等を使用する場合は、各自持参いただくご相談をさせていただきます。その場合は、週末に持ち帰り、週明けにご持参となります。

27 記名について

着替えの服、下着、靴下、靴、その他すべての持ち物には、紛失等を防ぐため、はっきりと名前を記入してください。

・保育上必要のない物(現金、おやつ、おもちゃ、ゲーム等)の持ち込みはお断りします。

- ・オムツ、おしりふきは、無くなりましたらお知らせしますのでお持ちください。
- ・季節により日焼け止めクリーム、虫除けスプレーをお持ちいただくご案内をします。
- ・哺乳瓶、歯ブラシなどを園にてお預かりできる方は、原則月極保育の方といたします。

28 薬の取り扱いについて

- ・健康上の理由で医師からお子さまに処方された薬につきましては、保護者と保育園での話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するために「与薬依頼表」に必要事項を記載していただき、薬に添付して必ず保育士に手渡しして頂きます。
- ・薬をご持参される場合は医療機関で処方された薬剤、与薬依頼書と一緒に薬手帳または薬剤情報提供書をお持ちください。不足がある場合は投薬ができません。

- ・持参していただくお薬は、お子さまを診察した医師が処方し調剤されたもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
- ・保護者の個人的な判断で持参された薬は、保育園として飲ませることはできません。
- ・使用する薬は、1回分ずつに分けて、当日分のみをご持参ください。
- ・袋や容器には、薬剤名とお子さまの名前を記載してください。
- ・「熱がでたら飲ませる」など、症状を判断した上で薬を与えることは、保育園としてその判断をいたしかねますので、できません。
- ・座薬は基本的にはお断りしておりますが、緊急時の処置として使用を希望される場合はお声掛けください。また、エピペンなどの使用をご希望される場合も入園時にご相談ください。

29 病児保育について

グループ園の『内閣府所管ハートフルえびえ保育園』（大阪市福島区海老江2-2-5 SYDビル1階）をご利用いただけます。

※事前にハートフルえびえ保育園での契約が別途必要となります。

※通常利用料金は3,000円/日ですが、ふくしま園在園児童は無料となります。

※利用の際は、医療機関を受診のうえ、「病児保育利用連絡票」が必要になります。

※病児&病後児は上記内容に加え、処方された薬剤、薬剤情報提供書、与薬依頼表を持参してください。

※病児保育のご予約は前日17時までを原則とし、当日のご予約についてはお受けできませんが、ご相談ください。柔軟に対応させていただきます。

※定員になり次第受付を締め切らせて頂きます。ご希望があっても、当日お預かりするお子様の人数によりお断りする場合があります。キャンセルにつきましては保育予約時間の1時間前までには連絡をお願いします。（連絡がない場合、違約金発生）

30 感染症について

- ・感染症の疑いがある場合、集団保育に支障があると判断した場合は保育をお断りすることがあります。保育中にこのような状態に至った場合は、速やかにお迎えに来ていただくことになります。
- ・学校感染症で定められている疾患に罹患した場合は、法で定められている期間に登園停止とさせていただきます。ただし、病児保育室利用の場合はこの限りではありません。
- ・登園再開の場合は必ず、医療機関によって記入された「学校感染症等に係る登園に関する意見書」が必要となります。

	対象疾病 (学校保健安全法施行規則第 18 条)	登園停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則 19 条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 その他感染症	溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎（ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルス）ヘルパンギーナ、RS ウイルス、マイコプラズマ肺炎、伝染性膿痂疹（とびひ）伝染性紅斑（りんご病）	医師の判断による

31 退園および契約変更について

退園および契約変更する場合は、1ヶ月前までに「退園届」「変更届」を保育園に提出してください。原則、未締め翌々月初適用となります。

32 その他

◇入園時の状況に変更があった場合は、保育園までお知らせください。

(勤務場所の変更・家族構成の変更・住所の変更など)

◇無断遅刻、無断欠席がないように、必ず当園までご連絡ください。

◇日々の相談事、お困りのこと、苦情などはスタッフまで何なりとご相談ください。保育園に提出して頂く書類につきましては、職員一同、守秘義務に則り対応しております。

◇緊急時の対応

・急な発病、怪我等の際は、速やかにかかりつけ医又は提携医療機関へお連れします。

◇災害時の対応

第一避難場所：下福島公園

第二避難場所：下福島中学校

※災害状況に応じて速やかな避難を行うとともに、緊急連絡先へ避難の報告とお迎え場所の伝達を致します。

◇虐待防止対策

・当園の管理マニュアルを用意し、マニュアルに基づき、職員全員研修を受けています。

★保育に関する要望や相談があれば、いつでもお声がけください★

33 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人俊仁会きららファミリークリニック
医院長名又は医師名	吉良俊彦
所在地	大阪府堺市西区上467
電話番号	072-274-1401

(2) 歯科

医療機関の名称	ヒロデンタルクリニック
医院長名又は医師名	石田裕将
所在地	大阪市福島区福島4-2-62 ヴィサージュⅡ1F
電話番号	06-6225-4333

34 提携医療機関およびその内容

《医科》

◆医療機関：医療法人俊仁会 きららファミリークリニック

所在地：大阪府堺市西区上467

電話番号：072-274-1401

◆医療機関：こどもクリニックきじま

所在地：大阪市福島区福島5丁目6番16号ラグザ大阪サウスオフィス4F

電話番号：06-6131-9857

◆医療機関：一般財団法人 住友病院

所在地：大阪市北区中之島5丁目3番20号

電話番号：06-6443-1261

◆医療機関：医療法人橘甲会 さのこどもクリニック

所在地：大阪市福島区海老江1丁目2番17号

電話番号：06-6940-6105

◆医療機関：いまだ整形外科クリニック
所在地：大阪市海老江1丁目2番17号阪神野田駅前 ノースサイドビル2F
電話番号：06-6131-6658

《歯科》

◆医療機関：ヒロデンタルクリニック
所在地：大阪市福島区福島4-2-62 ヴィサージュⅡ1F
電話番号：06-6225-4333

◆医療機関：なかむら歯科
所在地：大阪市福島区福島3-3-91F
電話番号：06-6440-1888

◆医療機関：スマイル歯科藤井クリニック
所在地：大阪市福島区海老江2-1-4
電話番号：06-6346-8844

《医科・訪問診療》

◆ドクターカミング
平日：18:00-24:00
土日祝：9:30-24:00
電話番号：0120-519-504
※夜間休日の自宅往診サービスです。



アプリをダウンロード
して、最速で往診予約

35 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。(かかりつけ医がある場合は、かかりつけ医に連絡します)

36 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	無	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	無	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

37 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

38 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 管理者、保育責任者 ・ご利用時間 9:00～ 18:00 ・電話番号 06-6450-8452 FAX 06-6450-8453 緊急連絡先 080-7825-5203 メール 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	第三者委員	重田博志	電話番号 06-6170-5001
			社会福祉法人 理事（保育士）

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

39 保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	施設所有（管理者）賠償保険
保険事故（保険内容）	お子様が保育園の管理下にある間に保育園の過失等で被害を被った時に保険金をお支払いします。
保険金額	1名につき最高2億円、1事故につき最高3億

保険の種類	生産物責任賠償保険
保険事故（内容）	お子様が保育園の給食で食中毒をおこした時等に保険金をお支払いします。
保険金額	1名につき最高2億円、1事故につき最高3億

40 保護者等負担がある保険

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕

給付の対象となる災害の範囲と給付金額（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害保険）

※必ずご加入頂きます

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 146 円（日本チャイルドケア株式会社 負担額 219 円）

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

41 園児の利用状況（2024年4月1日現在）

	2022年度	2023年度	2024年度
0歳児	5人	0人	2人
1歳児	6人	6人	6人
2歳児	3人	6人	4人

42 第三者評価の受審、自己評価の実施状況 ※現在未実施

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和○年度受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

43 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

44 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

【申込書類】

- 1 入会申込書
- 2 個人調査票
- 3 食事調査票
- 4 送迎登録書
- 5 写真掲載承諾書
- 6 保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギーがある場合必要）

<持参物>

- 7 お子様の健康保険証
- 8 乳幼児医療証
- 9 母子健康手帳
- 10 保護者の身分証明書
- 11 印鑑
- 12 健康診断書 ※入園前までに必ず受診をお願いします。
- 13 保育認定証

2022年 1月 1日 制定
 2022年 4月 1日 施行
 2022年 7月 1日 改訂
 2023年 5月15日 改訂
 2023年10月 1日 改訂
 2024年 2月 5日 改訂
 2024年 4月 1日 改訂
 2024年 8月21日 改訂
 2024年10月 1日 改訂

大阪市認可小規模保育施設
 ハートフルふくしま保育園

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
カラー帽子	入園時に購入いただきます	1012 円
米粉ねんど	1歳のお誕生を迎えた翌月から当園指定業者から購入頂いております。個人持ちの粘土となり、月極保育契約終了時にお持ち帰り頂きます。	1 セット 660 円
夕食費	必要な場合のみ	1 食 500 円
オムツ	レンタルの場合のみ	1 枚 54 円

※延長保育で 19 時を過ぎる場合は、補食または夕食を提供します。補食は延長保育料に含まれており、夕食は別途オプション料金が必要です。事前にお知らせをお願いいたします。

※物価高騰により価格が変動する可能性があります。変更する際は事前にお知らせいたします。

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

15 分 300 円

1 時間あたり 1200 円

- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

15 分 300 円

1 時間あたり 1200 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

※ 原則、電子領収書となります。

2022年 6月 1日 改訂

2023年10月 1日 改訂

2024年 2月 5日 改訂

2024年 4月 1日 改訂

2024年 8月21日 改訂

2024年10月 1日 改訂